

相模原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第41号

相模原市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(相模原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第32条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第2条 相模原市国民健康保険診療所条例(平成17年相模原市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電子資格確認等(国民健康保険法又は規則で定める保険各法の規定により被保険者等(これらの法律の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者をいう。以下同じ。)であることを確認する方法として用いられる電子資格確認等をいう。)により被保険者等であることの確認を受けない者の診療を行ったときは、前号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額

(相模原市精神保健福祉センター条例の一部改正)

第3条 相模原市精神保健福祉センター条例(平成21年相模原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電子資格確認等(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める保険各法の規定により被保険者等(これらの法律の規定による被保険

者、組合員若しくは加入者又は被扶養者をいう。以下同じ。)であることを確認する方法として用いられる電子資格確認等をいう。)により被保険者等であることの確認を受けない者の診療を行ったときは、前号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(相模原市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。